

第二十八回国会
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会公聴会議録第一号

昭和三十三年四月十四日(月曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 南 好雄君

委員 青木 正君 理事 古川 丈吉君

理事 井堀 繁雄君 理事 島上善五郎君

犬養 健君 龜山 孝一君

久野 忠治君 淵上房太郎君

眞崎 勝次君 山本 利壽君

中村 高一君 森 三樹二君

渡邊 惣藏君

出席國務大臣

國務大臣 郡 祐一君

出席府政委員

官(自治庁) 兼子 秀夫君

出席公述人

弁護士 坂 千秋君

東京都選挙管理 吉田 直治君

委員会委員長 岡本丑太郎君

合評議会議長 齋藤 さえ君

評論家 齋藤 さえ君

委員外の出席者

総理府事務官 (自治庁選挙 局選挙課長) 皆川 迪夫君

本日の公聴会で意見を聞いた案件

公職選挙法の一部を改正する法律案
(内閣提出)及び公職選挙法の一部を
改正する法律案(島上善五郎君外八
名提出)について

○南委員長 これより会議を開きます。

つきましては、本日これから公聴会
を開催いたします。

この際申し上げますが、本日公述人
として御出席になりました方は、弁護
士坂千秋君、東京都選挙管理委員会委
員長吉田直治君、東京地方労働組合評
議会議長岡本丑太郎君及び評論家の
齋藤さえ君、以上四名の方々であり
ます。

なお、先に公述人として選定いた
し、一応御報告いたしました吉村正君
及び清水慶子君より、それぞれ本日出
席できない旨の連絡がありましたので、
ここに御報告いたしておきます。

議事に入りまします前に委員長より公述
人の各位に一言ごあいさつ申し上げた
かと思ひます。本日御多用のところ
特に御出席をお願いいたしました通
り、本委員会におきまして目下審議中
の公職選挙法の一部を改正する法律
案は、いづれも国民の重大なる関心を
有する法案でありますので、成規の手
続によりましてここに公聴会を開催
し、学術経験を有せられたる方々を公述
人として選定し、各位の御意見を拝聴
し、もって本委員会の審査に資したい
と存する次第であります。つきまして
は、何分と以上の趣旨をお含みの
上、それぞれのお立場より腹藏のない
御意見の御陳述をお願いいたします
次第であります。

なお、議事の進め方につきまして

は、公述人の意見陳述の発言時間はお
一人当りおおよそ二十分以内とし、坂
さん、岡本さん、吉田さん、齋藤さん
の順序にお願いし、一応公述人の御開
陳が終了いたしました後、委員側の質
疑があれば、これにお答え願ひます。
それでは、ただいまより内閣提出
公職選挙法の一部を改正する法律案及
び島上善五郎君外八名提出、公職選挙
法の一部を改正する法律案を一括議題
として、公述人の意見を聴取し、議事
を進めます。

まず、坂千秋君より御意見の御開
陳をお願いいたします。公述人坂千
秋君。

○坂公述人 先に内閣から御提出の改
正案につきまして、その次に島上さん
ほか八名御提出の改正案について、私
の考えを率直に申し上げます。

これは、一昨日資料をいただいたの
であります。法文のこまかいことま
ではとても調べがつかない。幸い法
律案要綱というものをいただいております
ので、その要綱に基きまして申し
上げたいと思ひます。

第一は、選挙区に関する事項であり
ますが、これは、実は、私は、選挙制
度調査会の委員をいつけられまし
て、その方の調査会で、府県議員の
選挙区の関係は最近に答申をいたした
のであります。大体その答申の線に
沿った改正案と思われるのであります
が、従ひまして、私個人といたしまし
ては、妥当な改正でないかと思つてお
るのであります。もっとも、これは選

挙区のことであり、全国に関係のある
ことでありますから、非常に重大なこ
とであるには違ひありません。違ひあ
りませんけれども、なぜ事が起つたか
といふと、郡が、ことに最近の町
村合併によりまして非常に変な格好に
なつてしまひました。たくさんに割れ
たのもありますし、いびつな格好に
なつたのもあります。従つて昔の郡
と様子が變つておるものですから、そ
の変つた郡を昔のように郡市を強い意
味の基本とする選挙区に考へていくと
いうことは、ちよつとまずいのかや
ないかといふことが、事実上全国的に
起つておることで、従つてそれを是正
するといふ意味と私は承知してござい
ます。従つて、考へ方によりまして、き
つめて事務的な改正でありまして、あ
まり政治的な考慮といふものは入つて
おらぬものであります。従つて、政治
的のお立場から、あまり議論といふ
ものはないのじやないかと私は考へて
おります。郡が変な格好になりました
けれども、しかし、郡を全部取つ払つ
てしまひまして、町村というものを
つかまえて、それで選挙区を作つてい
くかといふことも考へられぬことはな
いのでありますけれども、しかし、ま
た、これは、選挙区の作り方がいろ
ろ紛争の種になりましようし、めんど
うな問題も起るでございませうから、
やはり郡といふものは一応の標準とし
ては従来通り残しておいて、しかし、
そのうちで、妙な格好になつておるこ
ろは適当に是正する。あるいは分け

るとか、集める。集める方が主であり
ますが、ばらばらに郡が五つにも六つ
にも分れたようなところもありま
すし、そうでありませんでも、二つにも
三つにもなつておるところもありま
すので、そういうものを集めてやる。そ
して適当な格好にする。そのやり方は
各府県が府県の議会で条例でやられ
る。こういう考へ方でありまして。あ
まり小さなものは、どうしてもそこで一
人定員をとりますと、他の方に悪い影
響を与えますから、あまり小さいもの
はどうしても合せてしまわなければい
けないし、それでもない程度のものは
は、やるかやらないかといふことは条
例で定める。各府県の自由裁量に待
ておるのであります。飛び地について
も大体考へ方は同様と思ひます。こ
ういふことでありますから、これは、
ひつくるめて申しまして、妥当でな
らうかといふように考へております。
ただ、合せる場合の標準については、
ここにも書いてありますように、「行政
区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交
通等の事情を総合的に考慮して」とい
うのであります。こういういい方を
するほかはないと思ひます。全国それ
ぞれ事情が違ひますから、一律に標準
をきめることは、かえつてしまひし
木になつて困る場合も起りましようか
ら、こういうことは、あとは府県側の
良識に待つといふことになると思つ
てあります。これは妥当ではないかと
いうように考へております。

それから、経過措置の問題でござい

ますが、これはきわめて部分的なことではありますけれども、町村合併を国策としてやって早く済んだところは、特例を使ってすでに一回選挙が済んで、特例が二度使えないことに現行法ではなっております。この町村合併がおくります。これは、それでもよいじゃないか、一べん特例でやったのだから、それで均衡がとれておるのじゃないかというような考え方もあるかもしれないが、しかし、来年の選挙というものを頭に置いて考えてみますと、どうも彼此均衡を失するという点もあり、そう一回限りということをあまり厳格にいうほどのこともないのじゃないかかというので、次の選挙だけは、早く町村合併の済んだものでも、最近合併したものと同時に、特例を認めてもよいのじゃないか、そういうふうな趣旨であらうと思います。そういうふうに調査会では審議いたしましたのであります。同様の趣旨でありますならば、私はそれでけっこうじゃないかと考えております。

それから、次は、選挙期日の問題であります。これは、全体を率直に申しますと、きわめて事務的な改正でありますけれども、これは若干そうでないという考え方もあるであらうと思います。新聞でもこのことにはかなり批判的な論調があったのを私も読みました。二十五日を二十日に縮めるというのであります。これは、新聞その他にも、現在ここににお集まりの議員の方の前で悪いですが、現在の議員の方が自分に都合のいいようにするため、つまり競争に有利にするためにこ

ういふようにしたのだ、こういう考え方や批判もあるようであります。そういう考え方もあるかもしれません。けれども否定できないかもしれません。しかし私はそうとばかりも思わないのであります。実は、率直に申し上げますと、私は大した問題ではないというように考えている一人であります。二十五日であろうと、二十日であろうと、これはあまり極端に二十五日が續いてしまつてもいけないのであります。すが、五日くらいなことは大して問題じゃないのじゃないか、こう思つておる一人であります。選挙が、告示があつてから選挙の日までの間が二十日とか二十五日で一切が済むものならば、大へんなことであります。が、実際は、もう長い間にわたつて、政策の徹底、政党活動、組織の活動にいたしましても、すべて年じゅう行われておりまして、私はそれは正しい意味においてよいことだと思ふのであります。選挙は、選挙のときだけをいうのではなくて、常日ごろから自分たちはこういふ考えを持っている、あの人はこういふもの、この考え方は自分たちは賛成だからそれに投票するというような行き方が、むしろ正しい行き方ではないかと私は思つております。そういうことであるすると、二十日か二十五日ということとは、そういう日ごろの努力をそこであぶり出しにしますか、そこでいよいよ具体的な結果にまとめ上げるといふ作用をするもののようにも思われるのであります。そういうことを考えますと、二十日くらいでいいんじゃないやろうか、それでもいいんじゃないかと思ひます。これは多少私の想

像が入りますが、おそらく金がかからなくて済むとか——金がかからなくて済むといひましても、法定費は奢えてないそうでありますから、表向きは法定の費用は変らないわけでありますけれども、私どもは局外者として申し上げてよろしいでありましょうが、そう表向きでないような費用もやはり幾らか要るんじゃないかという気もするのであります、結局期間が短かいということ、候補者の負担が軽くなるということがあるのではないかと思ひます。それから、二十五日やりますと、からだがえらく疲れて、しまいには歩けなくなつて、はしご段をはつて上つたというような話をよく聞くのであります、そういう意味の効果もあるかもしれませんし、かたがた私も世間でとかかく言っていることを知つておりますけれども、これでいいんじゃないか。外国でもそんなに長くやつてないのじゃないか。もっとも、これは制度がいろいろ違いますから、簡単に比較することはできないかも知れませんけれども、まあいいのじゃないかと思ひます。

それから、投票、開票に関する事項は、これはほとんど事務的なことであります、特に申し上げることもないのであります。ただ、不在者投票のことだけは、従来郡市であつたのを市町村単位に不在者の範囲をきめることにになりまして、かなり不在者の範囲が広がつて参りますと、悪くいえば乱用されるのじゃないかというような非難もあり得ると思ひますけれども、私は、投票というものは、弊害のない限りなるべく便宜を計らつて、自由にできるやうにしていくのがいい、こうい

う基礎的な考え方を持っておりますから、投票事務をする人は事務がふえてちよつとめんどうになりますけれど、できればこういうことをやっていたいじゃないか。ことに、郡という格好が先ほども申し上げましたように変なものになっておりますから、これを市町村に変えることもよろうと思つておるのであります。

選挙運動に関する事項は、これは、はがきを何枚ふやすとか、ポスターをふやすとか、町村長の選挙のときに自動車を使えるようになるとかいうようなことであります、それについては私は取り立てて意見というほどのものものを持っておりません。これでいいじゃないか、こういうことで皆さんがいいとおっしゃるなら、それでけっこうだという程度の方であります。

町村長だけなぜ自動車を使えないんだと、町村長が何だか不満らしく言つておられたことも、二、三回私の記憶にありまして、できるならそういうことも認めてやりたいじゃないかとと思つております。その他立会演説会は選挙管理委員会の指定する町村でやるものと、点字投票をどうするとか、あるいは立会演説会の演説の順序のきめ方を、今までのように、一律一定に、一ぺんきまったらそのまま繰返してぐるぐる回るといふことではなくて、抽せんのできるような道を開くということも、実情に合つておるのではないかと、と思ひます。私どもはその辺のことはよくわかりませんが、それが実情に合つてゐるのではないかという感じがいたします。

それから、その次は、一口にいうと、選挙管理委員会が、裁判所でやるの

ように証人を呼び出して、きちんとした形で証言を求めて、そこで訴訟の裁決をするという道を今度開こうということになつてゐるようであります。これも私は賛成であります。私は、弁護士をしておりますので、選挙訴訟のこゝとをときどきやるのでありますが、實際高等裁判所に出て参りますと、訴訟の裁決といひましても、第一審の判決と同じように両方からひどくやりまゐります。裁判所の方もやりまゐり、攻撃する立場の人はどんどん攻撃していきまゐりて、県選管としてはやりにくいだらうと思ひます。何かきちんと自分の意見をもとめる道を作つておいてやらないうと、その道を作らないで攻撃だけやたらにされるといふことは気の毒でありますから、この程度の、証人に宣明をさせて陳述を正確にさせる。——これは、事実として、証人が裁判所でころつとひっくり返つて前と全然別なことを言つたという事例もあるのであります。まして、そういうことがないようにするといふことはいいのじゃないか。少くとも、選挙管理委員会に訴訟という制度を認める限りは、この程度のことには必要であらうと思ひます。

それから、市町村の選挙管理委員会の定数を、三人を四人にするというのであります。これも三人では一人が出てこないといふ困るところから、事務的に四人にする——府県がたしか四人であります。それと同じようにしよう、管理委員会の運営をなめらかにしようといふ趣旨のように理解いたしますので、これもけっこうでないかと思つておるのであります。

それから、一つちよつと申し落しました、立会演説会で騒ぐ人間に退場

をしてもらうという場合の秩序の保持に關する規定が強く出ておりました。今までは「退場させることができない」というような規定だったのが「退場させなければならぬ」というようになっておるようであります。これも事実上、退場した必要の場合があると思ひます。従つて、それ自体を決して悪く言う理由はありませんが、ただ私がちよつと心配しますのは、これが選挙管理委員会の仕事となりまして、選挙管理委員会がうまくやれるかどうかというところが一つ。それから、なかなか言うことを聞かない人が出てくるのじゃないかというところ。それから、このごろは訴訟を言ひ立てる人がいろいろあることを言ひたいのであります。これが選挙管理委員会がそうしなければならぬという義務になっておりますと、それを十分にやらなかつたということを選挙無効の原因の一つに並べる――それだけではどうかと思ひますが、入られて、こういうことを十分やらなかつたということ、選挙訴訟の種を一つふやすような心配が若干ないことではないと思ひます。これは立憲演説会の秩序の保持のためにやむを得ぬということであり、またその方の強い理由によつて必要であらうかと思ひますけれども、この点が少し心配ではないかというふうに考へておられます。

以上、内閣御提出の案につきまして概略申し上げた次第であります。それから、島上さん外八名御提出の社会党の方の案であります。第一は、連呼行為、自動車の上で連呼する行為を八時から六時までの間やらしたらどうかという御意見であります。これは、前にあつてやめて、今

度は少し前よりも――前は時間の制約があまりなかつたのでしようが、とにかく復活しようとするような格好になるのですが、私は、これはどうだろうか。そう強く御反対申し上げることはありませぬけれども、何しろ騒々しくさつに上りましたとか、人の名前を唱えるだけで一向中身の無いものであります。せつかくやめたものなら、すぐ変えなくてもよろうじやないかというふうには考へておられます。

それから、立憲演説会を七十回以上という、これは立憲演説会を御利用になることは非常にけつこうと思ひますが、七十回という回数に意味があるようでありませぬけれども、七十回というのは多い。實際は、よく存じませぬが、四十回かせいぜい五十回、そんなものじやないかと思ひます。これを急に七十回にしますと、朝からでもやることになるのでしようが、選挙の期日二十五日が二十日になるという点にからんでくるのかもしれませぬ。従つて、二十日にするのには反対だといふことになるのかもしれませぬが、少くとも二十日になつた場合を考へますと、これが七十回という、一人一日の負担が非常に多くなりまして、うまくやれるであらうか。人が集まつてくるだらうか。それ以外の選挙運動にかなり制約をつけることになりまして、そういう点で少し多過ぎるのではないかという感じはいたしておられます。それから、その次の、これは非常にむずかしい規定なんです、一口に申しますと、各国会議員の方々は後援会というものを持つておられるようでありまして、その後援会名義でいろいろ

な方面に寄付する、それが事実上の脱法になつておるのだから、その後援会名義の寄付をやめたらどうか、こういうことに御趣旨があるであらうと思ひわれるのであります。私は、その後援会名義でどういふ程度の寄付が全国的にあるのかないのか存じませぬ。よく事実を知りませぬので、従つて、その点からどうも申し上げることに遠慮があるのではありませんが、これは非常にたぐさん行われておつて困るということではあれば、何とか方法を講ずることは必要であると思ひます。従つて、こういう趣旨の立法をされることに私は決して反対ではありませぬ。しかし、これは、立法技術の点からいいますと、かなりめんどうなこともあると思ひますので、十分その点は考慮を必要と思ひますけれども、趣旨は、もしこういうことが広く行われておるのであれば、やはり脱法を防ぐという意味においてけつこうではないか、こういうふうにも思ひますのであります。

大体以上申し上げた通りであります。○南委員長 次に、公述人岡本丑太郎君。○岡本公述人 私ちまず内閣提出の改正案について先に述べますが、總体的に見て、この中で最も改正の重点ともいわれる点は、選挙期間の問題が一番重点になるんじやないかと考へるの、あの事務的改正と思はれるような点については省略をしたいと存じておられます。まず、運動期間の問題については、これでは二十五日を二十日に改めると、こういうのでございませぬけれども、これについては、今もいろいろと公述された要旨の中にもございませぬ

が、私としては、やはり少くとも現行の二十五日くらいがいいじやないかと考へます。こういふふうには考へます。と申しますことは、選挙が、今日のよう長い期間、たとえば三年以上も置かれて選挙するやうな場合と、いろいろな政治的な情勢でにわか解散をするやうな場合も想定しなければならぬ、こういう場合に、短期間に行われるという場合、選挙から選挙までの期間の長さが、こういう場合とでは、大へん事情も違つてくると思ひます。長い期間を置かれた場合においては、どうしても新しい選挙民、有権者というのが相当ふえるということを予想しなければならぬ。今度の場合には、三年以上も経過するわけにございませぬから、相当の有権者がふえる、こういうやうな新しい有権者というものは、候補者から、それぞれその人の考へなり政策、こういうものを聞くという機会が十分与えられてこなければならぬ。古い人はある程度何回かの選挙でその人の考へ等もふだんから聞く機会もあるけれども、新しく出られる候補者についてはなかなかそういう機会というものが少いので、新しく有権者になれる国民あるいはまたそうでない一般の国民に対して、でき得るだけ十分そういう批判の機会をまず与えるべきであらう、こういうふうには考へます。それから、もう一点は、やはり新聞でもこれまたいろいろ批評されたように、新しい人が進出する機会が狭められるのではなからうか、こういうことが憂慮されているわけでありまして、この点は十分そういう危険があると存じます。特ににわか解散するやうな場合

においては、古い人は、相当、その選挙地盤の中において、日常活動を通じて選挙民に訴へる機会がありますけれども、新人としてはそういう機会がないので、新しく出られるやうな人は特段に不利な選挙を戦ひ抜かなければならぬであらうというところも考へられる。こういうやうな考へで、私は二十五日の現在ぐらいが適当じやないか。要するに、問題は、公明選挙であるべきものが逆に不公明な選挙になり、あるいはまたそのために事前運動がもっと激しくなるといふやうな危険が出てくるのではなからうか、こういうふうには考へるので、二十日より二十五日くらいがよろしいのではなからうか、こう考へます。

それから、もう一点、ポスター、はがきをふやすということについては、これは非常にけつこうなことだと思ひます。むしろ、私は、公明選挙の趣旨から考へていくと、實際にはこゝで定められる程度のはがきではないかと思ひます。事実上はそれよりはもっともつと多いものが出されているのが実情じやないかと存じます。これはそれを出すということになれば違反になるけれども、實際問題としては、公明選挙の趣旨から考へれば、今度の案に見られるように、もつとつとふやしてもいいのではないかと、むしろこの点は考へておられます。原則的には、ポスター、はがきを増加しようという点については、これは賛成だといふことが言えます。それから、島上善五郎君外八名の方々によつて提案されておる改正案について、若干述べてみたいと思ひます。この中で、立憲演説の問題ですが、

これはやはり選挙期間を二十日にすることはないしは二十五日にすることによって、大へん違ってくることだと考えますけれども、立会演説会ではできるだけ回数が多い方がいい。時間はもし何なら多少短かくてもいいから、回数ではできるだけ多くすることがいいんじゃないか。この改正案の提案趣旨の説明の中にも、現在全国平均四十五回から四十八回ということが述べられておりますが、私は、少くともそれ以上——七十回というふうなことは出ておりますが、七十回がいいかどうかという点も議論の対象になろうかと思ひますけれども、少くともそれくらいまで立会演説回数をふやしていく。それでは一体どういう方法でそういう立会演説をやるか、たとえば昼間からやるか夜やるかという問題もあるうかと思ひますが、その方法等については私はいろいろ工夫をこらしたならば、七十回くらいを消化することはこれは十分できるんじゃないかろうか。今日われわれは、公明選挙を唱える立場からすれば、できるだけ選挙民に接して、その中で各政党の政策を訴えて浸透をはかる、そうしてまた各政党の政策の違いというものを選挙民に十分徹底せしめるという趣旨からいくならば、これは秩序ある立会演説、こういうものによって浸透をはかっていくということが、民主主義政治の根柢をなすものでなければならぬ、こういうふうなことを考えるわけでありまして、そういう意味合いから考えまして、私は、少くともそのくらいまで立会演説をふやしていくのが適當ではなからうか、こういうふうなことを考えるわけでありまして、それから、街頭における連呼の問題

ですが、これは、提案から参りますと、午前八時から午後六時までを許したかどうか、こういうことであります。連呼の問題については、過去においていろいろの批判がございました。これは、それこそ朝暗いうちから夜おそくまで、深夜にわたってそういうことが行われたということ、大へんこの点には批判が出て、廃止の原因になったかと存じておりますが、ある一定時間をきめて連呼をするということ、それは、それほどうるさいということにはならないんじゃないか。むしろ、うるさいということではいけば、それ以上のものがたくさんあるわけだし、ことにそう数ある選挙ではない。要するに、衆議院の場合には、二大政党対立という現状から考えるならば、今後といえどもそうちよいちよい解散があるわけでもないだろうし、まあ三年に一回か二年に一回くらいは、国民としても多少うるさいというふうなことは、少なくともいいのではないか。従つて、深夜早朝というふうなそういう時間が避けられるならば、連呼は許してもいいんじゃないか。ことに、選挙戦の終盤というふうなところになると、各候補者とも選挙の迫り込み戦で熱中して、きらいもあるかもしれないけれども、事実上は何か連呼しておるような行為も相当見られる。これは取締りの立場に立つ人もなかなか取り締りにくいと思ふのです。そういうことから考へてくれば、私は、今申し上げたように、そういう現況から考えるならば、ある程度の連呼くらいは許してもよろしいのではないか、こういうふうなことを考えるわけでありまして、それから、寄付行為の問題ですが、

これは世上いろいろなわきが飛んでおります。的確に、資料をもつてだけの寄付行為が行われたということ、今直ちに私は提示すべき用意はございませんけれども、しかしながら、公明選挙を行う、こういう意味から考へていくならば、寄付行為を厳に取り締めて、そういうことのないようにすることが最も大切ではなからうか、こう考へます。やはり何々区では何々という人の後援会がどれだけの寄付をこいうふうにしたとかああいうふうにしたとか、そういう話はしばしば聞くものでございますが、これは、やはり、今後における公正選挙を行うという前提に立つならば、これを厳重に禁止するという方向にいかなければやばいじゃないか、これはなからうか、こういうふうなことを考えるわけでありまして、大体おも立つた点についてだけ私の考へた点を以上申し上げた次第であります。

○南委員長 次に、公明人吉田直治君。○吉田公明人 私は、東京都の選挙管理委員長並びに都道府県の選挙管理委員会連合会会長の職を汚しておるものでございます。従ひまして、私は、選挙を管理するという立場におきまして、一応私の意見を申し述べてみたいと思ひます。きわめて要約いたしまして申し上げます。後ほどまた御質疑でもありました場合には、お答えいたしたいと思います。

まず、政府案につきまして私見を申し上げます。

第一に、都道府県議員の選挙区の画定方法に関する改正の問題でございますが、これはきわめて妥当な改正であると思ひます。特に飛び地の取扱ひにつきましては、一定の条件のもとに地方議会にその処理をゆだねておりますが、これもまた適切な方法であると思ふのでございます。

第二に、選挙期日に関する事項につきましては、期間が短縮されます結果、当然に選挙管理委員会といったものはその事務処理に過重を加える結果になりますけれども、この点につきましては、委員会といたしまして、極力努力いたしまして、事務処理に過誤なきを期したいと思ひます。ただ、これにつきましては、かねてより私も主張しております事務局設置によるこの充実強化の問題につきまして、きわめて近い将来においてぜひとも実現方を御高配賜りますよう、この機会に特にお願い申し上げる次第でございます。

次に、法第百二十二条の二の新設規定につきましては、これによって従来の見解を統一いたしました点、まことに適切な改正であらうと思ひます。

以上のほか、不在投票の拡大、町村長の選挙に自動車等の使用を認められたこと、その他の諸点につきましては、いずれもかねてより選挙管理委員会といたしましてその必要性を認め、おつた件でございます。異論、ご意見、ご質問、特に異議の申し立て、訴訟の審理につきまして、証人喚問の制度を設けられましたことは、選挙管理委員会の処理上非常に好結果をもたらすものと存じます。

また、市町村選挙管理委員会の委員定数三名を四名として、三名以上出席した場合に委員会が成立するものと改正されましたことは、選挙管理委員会の機能を合理的に發揮いたしますため

に当然の改正であると思ひますので、この点ぜひとも実現方をお願い申し上げます。

次に、社会党案に対する私見を申し述べてみたいと思ひます。

連呼行為につきましては時間的制約と場所的制約とあつて適当な案とも考へられますが、ただ、實際上の問題といたしまして、時間の取締りが的確に行われるかどうか疑問の点があると存じます。地方選挙の場合におきましては、特に相当喧騒にわたるおそれがあると思ひます。このことにつきましては、これはまあそう大した問題でもございせんが、一人ルールを破りますと、連鎖反応みたいになり全部がこの連呼行為を行いますので、特にこの法律の時間的あるいは場所的制約なんというものは、実際問題としてこれは行われぬ。従ひまして、選挙が終盤戦でもなりました場合には、演説者の趣旨が通らない、喧騒を言つてゐるかさっぱりわからぬという場合がある。特に駅前広場なんかにおきましては、がちゃがちゃして、何を言つてゐるんだかわからぬ。連呼行為はこういう点におきまして非常に弊害があると存ずるものであります。でありますから、これはまあ禁止——禁止してあつてもやるんです。これはもう禁止してあつてもなかなか守られない。これをちよつとゆるめたならば大へんなことになると思ふのであります。これはまあおよしになった方がいいと思ひます。

第二に、立会演説会の開催数を七十回以上にするにつきましては、先ほど申し述べました通り、現状では従来の回数以上に開催することは困難な実情であります。と申し上げますことは、

かりに二十五日といたしますと、十八日開立演説会の日程に便する。ところが、二十日になりますと、せいぜい十四日しか使えないことになりま

す。従いまして、東京都あたりの例にしますと、人口が百万以上もふえてお

ります。法定されておきますと、これは人口四万に對して一回、こういうことになってお

ります。従つて、現在の法律でも、東京あたりは、この次の選挙には三百二十回ぐら

いやなけり。これは、都におきましては、目下この法律を守りまして、き

めて忠実に三百二十回の数を行うつもりであります。しかし、現在の市町村の選挙

管理委員会の弱体では、私も現在の法律でも責任者としては非常に不安で

正されておりますが、いずれも選挙を直前に控えての改正でございます。選挙人に対して周知徹底する余裕もなく、改正趣旨の浸透を見ないうちに選挙が行われる結果、選挙の執行事務に混乱を生ずるばかりでなく、法の不知による違法行為が多いのであります。法の改正は法公布後施行までに相当の期間を置いてされるよう、特に將來に對してお願ひいたしておきます。

以上で私の陳述を終わります。

○南委員長 最後に公述人齋藤君。○齋藤公述人 公職選挙法の一部を改正する法律案の政府案と社会党案に對して、思ひつくままに私の考えを述べてみたいと思ひます。

まず、政府案について申し上げます。第一点は、選挙区の修正の問題でございます。私も、選挙区修正とい

います。私も、選挙区修正といふと、すぐ例の小選挙区法案のこととを連想いたしました。その前触れではないかというふうな早合点

をするのでございますが、今回の政府の改正案は、町村合併に伴つて自然に修正されるべき性質のものである。その場合にゲリマンダーなどはない

のだ、事務的な修正であるというふうな解釈のもとに、この選挙区の修正は問題ないというふうな考えで、賛成をいたします。

第二は、選挙運動用のはがきやポスターのことでございますが、はがきは五割、ポスターは六割ふやうというふうなことは、これは選挙公営面を広げるといふふうな意味合いから賛成でござい

ます。ふたつポスターなりはがきなりは、なるべく有効に賢明に使つてほしいと思ふのであります。

第三に、選挙管理委員会の委員をふやすといふこと。この人数をふやしますならば、ふやされた部分はなるべく婦人を補充してほしい、こういうふう

に考えます。

政府案の一番の問題は、やはり選挙運動期間の短縮の問題だと思ひます。その点、新聞やラジオの論評では、顔の荒れた旧人に有利である、新人候補には不利だといふふうな論評が載つてお

ります。また、ある新聞などは「御老体喜ぶ」といふふうな小見出しをつけているところもござい

ますが、まことに適切な批評だと思ひます。私も、日本の政治の若返りを望む、老朽化を防ぐといふふうな意味合いから、選挙運動期間の短縮には賛成をいたしたしかねるわけでございます。選挙運動期間が短縮されますと、必然的に個人演説会が減りますし、街頭演説会、立

会演説会といふふうな回数が減らされてくると思ひます。私も選挙民にとりましては、政党の政策や候補者の人物や経歴を知り、これを比較検討するといふふうなことに、相当長い期間を

かけて、じっくりとこれを勉強してみなければならぬと思ふのです。特に家庭の婦人が立会演説会に行くといふふうなことになる

ますと、しよつちゅうは行けません。時間的にも制約がござい

ます。従つて、なるべく家庭の婦人の都合のいい時間を選んでいただき

たいといふふうなことを考えますと、今度の選挙運動期間の短縮といふことは賛成いたしかね

ます。特に、この点では、公職選挙法の百五十三条の四項には「事情の許す限り、その回数を多

くするよう努めなければならぬ」と書いてあるように記憶いたします。そういうふう

にいたしますと、この選挙運動期間の短縮はこの条文にもと

るのではないかというふうな考え

ます。

次に、社会党案についてでございますが、以上私が述べましたことで大体御判断いただけると思ひますが、繰り返して申し上げます、一の選挙運動期間の短縮に反対の立場をとつておられる社会党案に賛成でございます。

それから、立会演説会の回数をふやすこと、これもけっこうでございます。ただ七十回以上というふう

に明記する必要があるかどうか、この点私にはよくわかりません。

それから、候補者の名前を冠した後援会の名による寄付行為を禁止するといふふうな提案には賛成いたしま

す。本来なら、こういう禁止規定がなくとも、候補者が寄付行為をし

るというふうなことは遠慮さるべきだと思ひます。禁止規定があつても、法の盲点をくぐつて何とかし

よう、法すれすれの違反行為をしやうという議員の心理、候補者の心理は一種獨特のものだと思ひますが、そういうふうな

のからいえば、禁止規定を明白にしておく必要があるのではないか、こ

いと思います。

以上が私の今度の改正案をめぐる感慨でございますが、公職選挙法の改正というふうな場合、いつでも感じますことは、さきもどしたかおっしゃいました。非常にとろろな感じがする。それから、やはり議員本位の感じがいたします。今後は、やはり選挙民本位の改正案ということで、どうなわ式ではなく、じっくりと腰を落つて、あまりちよいちよい変えなくていいようないい改正案を出してほしいと思います。

○南委員長 以上で公述人の意見開陳は一応終了いたしました。

これより公述人に対する質疑に入ります。質疑は順次これを許します。

島上善五郎君。

○島上委員 最初に吉田さんにお伺いいたしますが、前回の改正によって、立会演説会の回数は事情の許す限り多く開催するように、こう改正したわけでありました。これは、前回、与野党一致しまして、立会演説の回数はなるべく多くしよう、こういうところからこの改正が行われたのです。ところが、前回をういう改正を法文でしたにもかかわらず、実際には、その改正をする前、つまり前回と事実上は変りがなかった。そこで、私も回数法文の中に明記する必要があるのではないかと考えたのであります。七十回という回数は、現在の選挙の弱体な機能では耐え切れないという御意見でしたが、確かに現在の選挙の機能からいえば負担が重くなることは事実であります。しかし、たとえば、土曜日、日曜日の午後二回くらい開くことは、私は不可能なことではないと思うのです。

また、今まではどこもやっていないようでありましたが、街頭のしかるべき場所であり一回くらい立会演説会をやることも、これは負担が重なることは事実ですが、不可能なことではないと思うのです。私の考えている通りで考えるかどうか知りませんが、かりに私の考えを申しますれば、トラック一台借りて、拡声器を備えつけて、うしろへ立会演説者の氏名掲示をするような仕組みを考えてやれば、比較的容易に一日一回程度ならば街頭の立会演説会ができると思う。そうしますれば、二十五日間の期間を短縮するということがなれば別ですが、私も短縮すべきではないという建前に立っている。二十五日間ということになれば、七十回は決して不可能ではない、こう考えております。現在の選挙では今までよりも非常に負担が重なることは考えられますけれども、私も、かねがね、選挙に對しては、事務局を必置するようにすべきである、予算措置についてももっと考慮すべきであるという考えを抱いておりましたが、現在の選挙の機能をこのように強化すればできる、また私が指摘したような方法ならばできるというふうにお考えになられないかどうか伺いたい。

○吉田公述人 お答えいたします。

ただいまの御意見まことにごもっともと存じますが、現在、市区町村の選挙管理委員会の事務職員というものは、直接専任の事務職員というものはまことに貧弱なんです。せいぜい六人しかおりません。選挙になりますると、他の事務局から応援に来てもらう。こういうふうなわけで、実際選挙管理のいかなるものであるかというこ

とを知らない方が多く選挙の事務に携わられる。従いまして、私ももの立場において責任を持って選挙管理をいたす者といいたしますと、どうも不安でしょうがない。東京都の場合におきましても、人口は御承知の通り先の選挙に比較しますと百万以上ふえております。従って、今私も計画を立てておりますが、法令では人口四万に對して一回、こういう法定になっております。これを忠実に守ってやってきておるのであります。まあ二十日間でもできないことはなからうというので計画を立てておりますが、相当過重の面があります。ずいぶん私もいたしたすれば不安を感じます。ばかな過重をしましてトラブルが起った場合には、責任はこちにあります。どうぞその点を御配慮いただきたい。現在の法定されている線ではぎりぎりの線だろうと私も考えております。とうてい七十回などということはむずかしい。ことに、現在の法定でいきましても、東京都全般にわたりますと三百二十回の立会演説会をやることになっております。従いまして、七十回なんという数になりますと、大へんな数になります。まあ、やられる方におきましては、何でもないじゃないかというふうなお考えもあるかもしれませんが、しかし、なかなか責任を持ってこれを無事故に管理するということは、ずいぶんむずかしいことでもあります。先ほど申しました通り、これも、手がそろっておりますれば、できないことはありませんが、選挙管理というものは、必ずしも立会演説会だけでなく、ずいぶんいろいろな面がありますので、全部

の吏員をそっちにさくわけにいきませんし、実際申しますと候補者の方々は必死ですから、それは大へんなんです。従いまして、この点は、今まで通りの四万人に對して一回という法定通りの線でごかんべんを願いたい、こう考えております。

○島上委員 吉田さんにもう一べん伺いますが、日曜、土曜日の午後の立会演説会とか、あるいは街頭の立会演説会というのを全然お考えになったことがないかどうか。一体不可能なのかどうか。先ほど齋藤さんからの公述もございましたが、私は、婦人が立会演説会に聞きに来るような便宜を考えますならば、やはり、昼間、ちやうど屋敷の跡片づけをしてから夕食の支度をするまでの間の時間といったようなものを、特に婦人に道を開くために立会演説会を考えてもいいのじゃないかとかねがね思っております。そういうことは一体できないものなのかどうか、考えたことがないかどうかというのを一つ……。

○吉田公述人 ただいま街頭で立会演説会を開催してくれという御希望であります。街頭で予定いたしますと、もし雨でも降りました場合は、聴衆が全然困ってしまいます。また、やられる方々も、ずいぶんこれは困ると思えます。従いまして、立会演説会に限らず、そういうことを考えたことはございません。

それから、夜間に立会演説会を婦人のためにやたらどうかというお話でございしますが、もちろん夜分にやります。七時後または昼間と二回もやる区がございます。ことに、島上議員の区におきましては、とても立候補者数が

多いわけでありまして、二班に分けてやらなければおさまらない。従いまして、昼間もやり夜もやるというふうにやっております。計画もそのように立てております。どれだけの数の候補者が今度立候補されるかわかりませんが、けれども、東京都におきましては、少くとも八、九十名、百名近くの立候補者が現われるのではないかとこのように考えて、スケジュールも立てておる次第でございます。どうぞさよう御了承願います。

○島上委員 吉田さんにもう一点伺いたいのですが、今度の政府案によりまして、例の百五十九条一項に改正を加えております。それは立会演説会の問題ですが、立会演説会の会場において演説を妨害し又は立会演説会の会場の秩序をみだる者があるときは、これを制止し、命に従わないときは会場外に退去させることができる。こうありましたものを「退去させなければならぬ」という強い義務的な規定にしたわけですね。そこで、私も心配しますのは「させなければならぬ」という義務的な規定にしたために、かえって会場の中の混乱が収拾つかないような事態を起すおそれはないかということでありまして、この制止をきかない、命に従わないというところは、悪質な妨害者がある場合を予想しているわけですね。そういう悪質な妨害者が、かりに、聴衆が五百人、千人とぎっしり入っている会場の中に、計画的に数か所に五人、十人と配置されているというふうな場合に、一体現在の、あなたがたおっしゃった弱体な選挙管理委員会の力をもってして、これを實際上退去させることができるかどうか「退去させなければ

ばならない。こうなっておりますが、退去させることができるかどうか、私ははなはだ不安なを得ない。そうすると「退去させなければならぬ」という義務規定があるのだから、演説者から「退去させなければならぬ」という規定があるじゃないか、どうして退去させないのだ、こう言われた場合には、選挙としては非常に困つてしまふという事態が起る。そうならば、勢い警察官の出向を求めなければならぬ。警察官の出向を求めるには相当時間を要するという事になれば、その立会演説者の定められた二十分とか二十五分とかいう時間は、そのために大きく食い込んでしまふ。私は、この場所先般も質問いたしました、大きく食い込んだ場合に、それじゃその時間を延長することができかどうか。これはできない。延長すれば、その次の会場、その次の会場と全部狂つていってしまうのですから、これは事実上不可能です。こういうようなことを考えるならば、これは現在の選挙にはできないような重荷を背負わせるという結果になり、今言つたように、そのことのために会場がよけいに混乱し、收拾しがたい状態に陥るのではないかと、このことを私も心配するわけですが、選挙の委員長であり長年経験しておられるあなたは、どういふふうにお考えになるか。

○吉田公述人 その点、私もちよつと憂慮している点でございます。先ほど坂公述人からもちよつと触れたようにござりますが、今までの「退去させることができる」ということを、「退去させなければならぬ」ということに表現が強化された場合を考えますと、まことに島上議員のお言葉のようなことを感ずるのであります。だが、この表現が強化されても、私も従来通りやればよいのだというように考え方で今おるわけでありまして、東京都におきましては、従来の経験では、割合に御心配になるような点は今までなかった。中には、酔っぱらつてきて、大きな声を出して妨害をするというやうな聴衆もおりましたが、大体、全般的に見まして、静粛に候補者の所論を聞くという態度の聴衆が多いのであります。私も、この表現がこういうふうにならうとなるまいと、その心配はないじゃないか、こういうやうな気持ちでおります。しかし、警官を入れておられません。警官など入れた日には、またえらいことになりまふので、そういうことは考えておりません。で、そういうことは責任者に会場の整理はしても、きただけ責任者に会場の整理はしても、うらう、こういうこともあるんだというやうなことで整理の言葉を与えられ、これは、やはり会場整理の一つの、何といひますか、圧力を加えるのじゃないか、こういうやうな考えでおります。別にこういうやうに表現が強化されようとかまいと、今までと同じやうな態度で会場を整理すればいいじゃないか、こういう気持ちでおります。どんな結果になりますか、やってみなければわかりませんが、そういう考えでおります。

○島上委員 私は、実はこの法律改正と関連があると思つておりますが、立会演説会が一つやめようじゃないかという意見が、かなり政府と党さんの中にはあつたようですが、今度の改正にそれを出すと工合が悪いものだから、今度は見合せましたけれども、そういう相当強い意見があつたことは事実であります。その理由の一つに、立会演説会がヤジがあつたり妨害があつたりして効果がない、こういうことをあげているわけですが、しかし、私も、今までの経験からすると、今吉田さんの言つたやうに、東京などでは、ほとんど感きわまつて激しく発言する場合もあるが、あつても、これは演説を妨害するといふほどの強いものではない。それから、だんだん選挙民の良識が発達して参りまして、そういう妨害もだんだん少なくなつてきた。それから、候補者がもし計画的な悪質な妨害をすれば、そういう妨害をすることによつて、かえつてマイナスになる。マイナスになることをあえてするということとは、だんだん考えてくるわけですから、そういう意味においても、悪質な妨害といふものは、事実上だんだん少なくなつてきておるし、これから少くなくとも思ひます。ですから、むしろ、こういう義務規定といふものは、ここで考えるのはどうか、こう思つておる。これは言葉の表現が変つただけとおっしゃいますが、退去をさせることができるというのと、退去をさせなければならぬ——これははっきりとした義務規定なんですから、かりに、私が演説中にある妨害があつた。退去をさせなければならぬという規定があるじゃないか、退去させてくれ、この要求があつたら、選挙では困つてしまふと思ふのです、退去をさせなければならぬという義務規定なんですから、そういうやうな選挙で困るやうな大きな重荷をこの法文の改正は意味している、含んでいるといふふうな心配する

わけです。東京は幸い悪質妨害者はあつたけれども、地方にはなおまだ若干あるようですが、そういう悪質な妨害があつた場合に、このやうな強い規定がありますと、ほんとうに選挙としては措置に困つてしまふやうな事態が私はないとは言えないと思ふのです。これに対する御答弁はよろしいですが、もう一点吉田さんにお伺ひしたいのは、立会演説会の回数の問題です。政府は、この二十五日を二十日に短縮するといふことを提案しました。これに、二十五日を二十日にすれば立会演説会の回数が非常に少くなる。また個人が街頭を回つて演説する機会も非常に少くなる。これは、候補者にとつて都合が悪いばかりでなく、選挙運動を受ける国民、政策や人物を知る機会を多く得ようとする選挙民にとつても非常に不都合な改正である。こういうふうに私も指摘しましたが、特に、立会演説会の回数については、選挙に一生懸命に準備の努力をしてもらつて、二十五日の場合と二十日に短縮した場合とは、実質的に立会演説会を減らすやうにできると、こういう答弁をしておつた。自治庁長官が、どこか今逃げてしまつたのですが、午後からまた来てもらつて質問しますが、私はそのうちではないと思ふんです。あなたが答弁したのがほんとうだと思ふんです。二十五日の場合には立会演説会十八日ぐらいである。二十日に短縮した場合にはせいぜい十四日ぐらいであらう。これはほんとうであらうと思ふのです。どうしたつて前後の準備といふものがかるのですから、立候補者が立候補の届出をして、受け付けて、立会演説会の班別編成をして、しかも掲示

の印刷物の準備をしてということになれば、どうしたつてその間準備の日数がかかるわけで、あなたのさっきの公述によりますれば、二十日になった場合にはせいぜい正味十四日、二十五日の場合は十八日ぐらいである、こういうことです。そうしますと、二十五日の場合には、準備に、おそらく最終日の立会演説会ができない日をも入れて、二十日に短縮した場合には六日間と見て、一日だけは今までよりも準備期間を少くするといふ選挙のこれは努力の結果だと思ひますが、これだけの違いがありますけれども、結局は、二十日にした場合に、二十五日の場合より正味四日間立会演説会が少くなる。一晩に三回やれば十二回少くなる。という結果が、あなたのさっきの公述に出てきたわけです。政府では、そういうことはしない、実質的には今までのやうなことを言つたつて、それは机の上のその場限りの答弁なんだ。実際に選挙管理の衝に當つては管理委員会の人から私はあとから聞くが、そういうものではないといつて質問しました。が、政府では、あくまでも、実質的には今までのやうな演説会をやるのだ、こう答弁をしておりました。この点についてもう一度あなたの御意見を伺ひたいと思ひます。

○吉田公述人 先ほどもこの点申し上げたのですが、これは非常に努力は要しますけれども、今まで通りの回数ではできなうございませぬ。決して減るものではないと思ひます。先ほどそんなことを申し上げたが、何かお聞き違ひじゃないかと思ひま

す。法令では人口四万人に対して一回ということになっております。従つて、先の場合には、たしか三百五回そこその回数であった。今度は人口が百万ばかりふえたので、東京都におきましては約二十回ばかりふえます。従つて、東京都においては、先の場合より少ない人数がふえることになります。決して私どもはそれを避けるものではないと、法定通りのスケジュールを立てまして、約三百二十回の立会演説会をやることにほとんど決定しております。また、各区の選管にも集まつてもらひまして、そのようなスケジュールを立てている次第であります。これは政府でどういふ御答弁をなさつたか知りませんが、選挙といたしましては、二十日になりました。法定通りをやる、従ひまして前回の回数は確保できるという考えを持っていく次第であります。

○島上委員 回数は前程度確保できる、こういう御答弁でしたが、先ほどのあなたの公述の中には、二十五日の場合には、立会演説会をやる日は正味十八日ぐらいである、これは二十日に短縮すると十四日ぐらいである、こういう公述がございました。そうすると、そこに四日間の開きがある。四日間の開きを単純に考えますと、一日三回やつたとすれば十二回の回数が減るわけですね。それを埋め合わせるには、他の日に今までより回数を多くしなければならぬ。多くしなければならぬといつても、夜間たしか最後に三回やつたと思ひますが、三回を四回ということとは不可能である。そうしますと、その回数を實質的に今までと変りないやうに確保するためには、昼もやらなければならぬ。私がさつき言つたやうに、土曜日、日曜日の昼間やらなければならぬ。あるいは場合によっては街頭も考えなければならぬ。こうしないといふと、十二回という回数は埋め合せできないと思ふ。日数から計算しますと、どうしてもそうなる。ですから、その減る四日間の日数の回数を埋め合せするためには、三回を四回にするか、それとも昼間やるのかといふ具体的な方法が考えられなければ、實質的には減らないやうにするといつても、私どもはそのまま信用するわけにはいかぬわけですね。具体的にどういふやうになる案をお持ちですか。

○吉田公述人 お答えいたします。実は仰せの通り夜三回やつておつた場合がございまして、今回日数は減りました。東京都におきましては人口もふえました。そこで、二回のところと三回のところとあつたのですが、その二回のところを三回にいたしますれば、もちろん昼間もやりますし、夜もやります。どうやら法定の回数だけはやれる、こういう今事務当局の話です。

○島上委員 どうも少し御答弁があまりに具体性が無いのですが、ぜひ一つ實際に減る四日間の分を他の日にやるやうな具体的な案を一つ考へてやつていただきたいと思います。これは御答弁は要りません。強く御希望申し上げておきます。

最後に、私ばかりというわけにいきませんから、坂さんに一つだけ伺ひますが、私どもの方で寄付制限の改正を百九十九条の四として出しました。それは、先ほど、坂先生の公述の際に、趣旨には賛成である、しかし技術的に立法技術としてはどうかという御見解

の表明がございました。御承知のやうに、今日百九十九条は「特定の寄附の禁止」、百九十九条の二は「公職の候補者等の寄附の禁止」、百九十九条の三は「公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止」でございます。百九十九条の二には「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、当該選挙に關し、当該選挙区内にある者に対し、寄附をしてはならない」とあり、また百九十九条の三には、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者が取締役、理事、監事等代表の地位にある法人、団体等が、公職の候補者となろうとする者の名前を表示し、または類推されるやうな方法で寄附をしてはならない、こういうふうにあるわけでございます。それで、私も、この二点との均衡を考えまして、百九十九条の四に、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者の名前を冠した、つまり俗にいう何々君後援会という団体の寄附を、この前三条との関連において、この四に挿入したい、こういう改正案を出したわけなんです。私は法律についてははしうとでございすけれども、この均衡の上から、百九十九条の四に、そういうやうな公職の候補者の名前を冠した団体、後援会の寄附を制限することが適當ではないかと考へて出したわけでありまして、これが立法技術上、こういうやうな形式では何か非常に大きな難点でもございました。ならば、御指摘願ひたいと思ひます。

○坂公述人 私の申し上げ方がちよつとまずかつたようです。これは、大體趣旨はよくわかるし、賛成です。だが、こういう規定を作るときは、えてして抜け道があるものでありますから、立法技術の上で相当考慮すべき点があるかもしれない、まあその程度に申し上げたつもりでございまして、あるいは言葉が不十分であつたかもしれないが、この点で、当初に申しましたやうに、私は、法文を一々詳しく実はまだ勉強もしてありませんので、もう強く申し上げる準備がまだありません。ただ、ここに、氏名が表示され、または氏名が類推されるやうな名称が表示されておる団体というやうなところに——あるいはこれでもいいのかもしれない——あるが、何々君——島上善五郎君の後援会というやうなはつきりしたもの、わけのわからない会もありまして、うし、そういうものがこれに入るかどうかといふことにちよつと疑問を持つたものでありますから、その程度に申し上げたわけでありまして。

○島上委員 確かにそうです。それは春秋会とか筑山会とかいふのがあります。ありますけれども、せめて名前を冠した団体は寄附することを制限しませんが、前の取締役をしておる、あるいは理事、監事をしておる会社、その者の名前を類推されるやうな方法で寄附することを前段では制限してあるわけですね。そうしておきながら、片方では、古川次吉後援会、こういうのがあつて、それがほとんど寄附してもいいやうなことになる、均衡を失ひていくわけですね。選挙といふ言葉があるために、やはりまだ抜け穴があると思ひますが、せめて、現行法の均衡上からいつても、それくらいのことではせんと、私は、この前に指摘しましたので、ここでは二度と言ひませんが、ある戦犯の人物が実はなややかな寄附をしておる。社会党の会合まで来て、賀屋興宣君後援会でございまして、金一封を出しておる、こういう事実があるんで、伝えられるところによると、三千万円使つた、四千万円使つた、こういうことを言つてゐる。今度の選挙では少し手おくれかもしれないけれども、せめてこの次の——来年は地方選挙もありまして、参議院の選挙もありますから、この次の選挙には、現在の均衡上からいつても、その程度の改正をしておきませんか、こう考へて——幸いこの点は自民党さんも賛成して下さつてゐるやうですが、ただ私も法律はしうとなもので、ただ私も法律の上では、これは非常に難点があるといふものであつた、また御指摘願へればと思つて伺つたわけでありまして。

○坂公述人 先ほど申し上げましたやうに、非常に難点があるといふふうには考へておりません。大體これでいいのではないかと考へております。

○南委員長 青木正君。

○青木委員 坂先生に一点だけ伺ひたいしたいのです。これはあるいは公職選挙法の調査会等で問題になつたかどうか存じませんが、地方議会の、つまり都道府県議会の議員の選挙区の問題であります。御承知のやうに、現行法によりまして、たとえば、金沢のごときは、県会議員の選挙区、つまり金沢市から十二、三名出るわけでありまして、そうかと思つと、一選挙区から一人しか選出しない選挙区があるわけでありまして、つまり、府県会の議員の選挙区については、各区に定員の制限がないわけでありまして、

言ひませんが、ある戦犯の人物が実はなややかな寄附をしておる。社会党の会合まで来て、賀屋興宣君後援会でございまして、金一封を出しておる、こういう事実があるんで、伝えられるところによると、三千万円使つた、四千万円使つた、こういうことを言つてゐる。今度の選挙では少し手おくれかもしれないけれども、せめてこの次の——来年は地方選挙もありまして、参議院の選挙もありますから、この次の選挙には、現在の均衡上からいつても、その程度の改正をしておきませんか、こう考へて——幸いこの点は自民党さんも賛成して下さつてゐるやうですが、ただ私も法律はしうとなもので、ただ私も法律の上では、これは非常に難点があるといふものであつた、また御指摘願へればと思つて伺つたわけでありまして。

これで果していいのかどうか。つまり、府県会の議員の選挙区について、一選挙区三名なり五名なり、そういうような最高限の制限をする必要があるのじゃないか。あまりに懸隔があるわけでありまして、同じ府県の中にありまして、ある選挙区は十二、三名の県会議員が選出され、ある選挙区では一名の県会議員しか選出されない。つまり、郡市の区分によっておる結果として、当然そういう結果が出てくるのであります。そういう場合に、たとえば、非常にたくさんさんの定員を持っておる府県会の選挙区については、衆議院の選挙の場合と同じように、三名なり五名なりということに定員の制限をする、つまり、郡市の区分によるとしても、大きい選挙区については分区することができるといふような規定を置く必要があるのじゃないかという意見もあるわけでありまして。そういう点について、公職選挙法の調査会において話がありましたか。また、それがなければ、坂先生は選挙の問題については昔から御経験がいろいろありますから、これについての御見解をお聞きたいと思ひます。

○坂公述人 その点は選挙制度調査会でも話は出ました。そして、選挙制度調査会は、たしか大きな郡でも市でも北海道の支庁管内というものは非常に大きいので、十人も十五人も出るのでありますが、そういうところは分けるという道を講じたかどうかという意見もありまして、答申にもそれが入っているのではないかと思ひますが、この改正案にはそれが入れてないようです。それは、当時から反対と言つて語弊がありますが、

ありますが、そうするとどこまで分け得られるかわからぬでしょうし、極端な小選挙区にしたいに——金沢の例を引かれたら、金沢が十二に分け得られるかどうかわかりませんけれども、十二に分けてしまふことは、ゲリマンダーの問題も起りますし、ほかの郡とのつり合いもございまして、郡ばかりむやみに小さくすることはどうかと思ひます。今の三名、五名という標準もございまして、これはやはり各県それぞれ事情もありまして、そういう全国一律というのはちよつとむずかしいのじゃないか。それじゃ、総理大臣といひますか、政府の認可といひますか、同意といひますか、政府と連絡をとつた上、あまり変なことになるやうにという意見もありましたけれども、それはしかし、府県会の自律、こゝに府県会の構成の問題ですから、あまり政府が立ち入るといふことは、自律権、自治権といふことの関係もあつて思ひにくいじゃないかといふことで、その方もうまいきません。結局分ける道だけあつたやうな結果になつております。しかし、いわゆる小選挙区論といふのは、普通は衆議院についていふことでありますけれども、府県会についても可否の論はやはり十分あり得ることでありまして、これは私の想像ですけれども、そこいらの議論が巻き起ることを懸念して、これが落ちてゐるのではないかと私は想像しております。しかし、あまり大きいのは分けたらどうかという意見は調査会にありまして、標準は書いてありませんが、分け得る道を開く答申にはなっておりません。

○南委員長 井堀繁雄君。お昼の時間に入つて大へん恐縮でございますが、重要な点を一、二お尋ねいたします。先ほど公述人の皆さんからのお話の中で、まず斎藤さんのお述べいただいた中で、きわめて重要な点を御指摘いただいたと思ふのであります。私も、日ごろから選挙法と取り組んで参りまして、絶えず、その改正の必要性の中で、あなたから御指摘いただきましたこの選挙法が、ほとんど毎年といつてよいように、選挙のあるたびに、また選挙の種類ごとにひんぱんに選挙法を改正してきている。元來、選挙法は、公職選挙法に対する基本的な法案として厳たる法の威厳を維持させたいというわれわれの念願からいって、そう四六時中変へるべきではないのではないか。ここに、選挙法は選挙民のために十分なる配慮を加えなければならぬにかかわらず、どうも立法府の地位を利用するかのとき議員の御都合主義に取り扱ひになり、うやむやい議論の非難を御指摘になりました。そこで、あなたが具体的に例をおあげになりました中で、現在日本の議会は理想的な姿にははるかに遠いのでありますけれども、一応二大政党の形を構成してゐるわけでありまして、ところが、この選挙法は、そのことを期待してゐる部分もありまして、従来の経験では、二大政党に対する経験というものが士合になつていないように思ふのであります。そこで、あなたが選挙民の側から候補者の政見を批判される際に、同じ政党に属しながら、その政党の政策を正しくその候補者が代表しているかどうかというように疑い

を持つておるやうな御指摘がありましたが、全くわれわれもじくじたるものがあります。もちろん、民主政体でありますから、基本的な党の政策については同一でなければなりません。が、それだけの候補者の持つ持味、政見の幅はあると思ふのです。しかし、このことをやろうとすれば、結局小選挙区法の問題が出てくると思ふのです。私は、今日小選挙区法を実施するに、もつといふいろいろな条件を深く掘り下げて、その条件が整わない今日、いきなり小選挙区に持つていくことは危険であつて、決して理想追求の前進ではないと考へて、反対をしてきておるわけですが、こういうやうな矛盾もありまして、あなたも御指摘になりました。下げて、腰を据えて検討を加えて、抜本的改正をやるべきではないか。こういうことはもつともだと思ひます。こういう御指摘がありまして、今回も実はごく部分的な改正だと、提案者側では答弁を繰り返してゐるわけでありまして、しかし、必ずしも今回の改正は、単なる条文の調整をするとか、あるいは当面迫られた事務的なものを処理するための法案改正ではないといふので、主張してきたのであります。そういう関係から、あなたの発言を非常に私は重視いたしておるわけでありまして、今日の場合、やはり同じ選挙区で同一の政党から候補者が複数的に出てくる場合には、党内における候補者同士の競争もまた熾烈になること、あるいは他党よりはもつとひどい点も出てくると思ふのであります。こういう点について、選挙民の側からいいますと、政党本位に選ぶことの不便さやあるいは不合理さを御指摘になったと思ふのであります。こういう点を曲なりにも今日の選挙法の中で解決していかうとすれば、どうしても、立会演説会やあるいは文書による党の政策、候補者の持つ政見のニュアンスといひますか、そういうものをあまねく承知して、もうより仕方がないのです。今回の改正の要点であります二十五日間を二十日間に縮めるといふことは、この意味からいひまして私は非常なマイナスだと思ふので、こういう点に対してあなたも反対の意見のようでありましたが、むしろ、そういう点からいひますならば、もつと選挙期間を大幅に拡大していかなければならぬ。もちろん私は選挙運動の期間を長くすることだけがこの目的を達する唯一のものとは考へません。しかし、現状では、現行法によりまして、それ以外に合理的にやういふ道を開いていくことができないやうな点があるやうな点に疑ひを持つてゐるものだから、あなたの発言は非常に重要だと思ふので、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○斎藤公述人 実は私は専門家ではありませんが、小選挙区制度の問題と、私が申し上げた選挙公報を政策本位の切りかえるべきだといふことを、つながりをどうするやうなこともよく思ひます。小選挙区制は私も思つておりました。小選挙区制は私も反対でございまして、それと切り離して、事務的に選挙公報を政策公報に切りかえることができるやうに私も考へておりましたので、そういうことを主張しておつたわけでございます。それはもう少しく勉強してみまして、それが小選挙区法とからんで出てくるのかどうかといふことは、

もつと私は勉強してみたいと思っておりますが、できればやはり政策公報に切りかえてほしい、こう思っております。選挙運動期間を大幅に拡大するというふうなことは、私は、その大綱とはどのくらいか、まだ具体的に考えてみたことはございませんが、今の二十五日を二十日に短縮するということに今さらあたり反対ということでも、もつとよく勉強してみたいと思っております。

○井堀委員 今の問題に關連いたしまして、坂先生に一つお答えいたしたいと思ふのは、先生は選挙制度調査会のメンバーになっておいでの方でございませうが、私も、やはり今日二大政党を指向して、しかも議院主義を通じて民主主義の政治を押し進めようとする場合には、今日の選挙法では非常に多くの欠陥があるのではないか。先ほど齋藤さんから御指摘になったような、もつと本格的に選挙法それ自身について検討する必要がある。御存じのように選挙法がたびたび変わる。ようやく選挙法をのみ込んだと思つたらもう変わる。ですから、選挙のたびに實際問題として個々まちまちの解釈をして、ひどいものになると、四、五回前に改正したものをもって答弁するような選挙管理委員会があるようなわけで、それを責める前に、周知徹底のできないほどひんぱんな改正をした責任は、むしろわれわれ議会側にもあるような感じがいたしますのであります。それは部分的には改正を要すべきものももちろんありますけれども、基本法それ自身に対するものと思ひ切った改革を必要とするのではないかと感ずるものであります。調査会などにおきまして

は、そういう御意見がきつと出たものと思ふのであります。先生の御意見を、いい機会ですから、この機会にお聞きかせ願ひたい。

○坂公述人 今回の調査会は、府県議員の選挙区、それは、市町村の大合併がありましたので、その部分の形が妙になりましたので、それに伴う意味の府県議員の選挙区の問題と、それからもう一つは参議院の全国区の問題であります。これはまだ結論も何も得ておりません。今回はこの二つが選挙区ということでも諮問になっておりますので、選挙法全体というところではあります。従つて、今お述べになりましたような点については議論は、今回の調査会には大してなかつたと思ひます。けれども、選挙制度調査会というものは、前からずっと繰り返し繰り返し長くてあります。しかし、お述べになりましたような意味の、そういう趣旨の考えの方はおられるように思ひます。私もそれはごもつとも思ひます。ただ、これは申すまでもありませんが、選挙制度だけではありませんで、すべての制度は新憲法によって根こそぎひっくり返つてしまつたようになりまして、一応大ざつぱに作つたものがだんだん手直しが必要になるというところは、すべてがそうであります。選挙制度につきましても同様で、非常に手直しのものも行われております。しかし、だんだん日本全体も少しおさまつてきましたので、そういうことも減るかと思ひます。私は、ただ、個人的に申しますと、選挙制度、大きい意味でいへば現在の選挙法は、昔からずっと継続してちよつと個人本位になり過ぎ

ておりました、もう少し政党本位に考え直していかなければならぬのじゃないか、こういう感じを持っております。大きな問題でありますから、そういう感じを持っておるということを申し上げておきます。

○井堀委員 齋藤さんにもう一度お尋ねしておきたいと思ひます。あなたが御指摘になりました今回の改正は、町村の選挙管理委員会の三人の定数を四人に増加する、その分の補充を婦人からという主張は、ごもつともあります。半数以上の有権者を持つ婦人が選挙管理委員の中に四対一くらいの割合で入れないというところは、全く不合理だと思ふ。しかし、實際問題として、選挙管理委員会の今日の實際というものは、あまり責任が重く、その機能を十分發揮するためには非常な欠陥があると思ふ。それはやはり個人にその無理がし寄せられてきて、選挙の今日の存在というものは、理想的な姿から見まして、要求することが非常に多くて、それを補強する方法が全くなつちやいないというのをいつもわれわれは言つておるのであります。先ほど吉田さんからも御指摘がありましたように、もう少し事務局を設けるとか、それから専任の書記を置くとかいうようなことは、一般からいうと、そんなものはとくにあるだろうと思ひ込んでおられると思うので、そういうものが無いのです。でありますから、選挙吏員の個人の努力というものは、われわれの側から言ひますと全く申しわけなく思つておるくらいなのです。そういう点で、選挙管理委員の適材を得るということに対してなかなか問題がありまして、この委員

会でもひどいのがあつたのです。地方の知事の選挙をやるのに、その知事の全く下僚である副知事や部長が選挙管理委員長あるいは選挙管理委員の任に當つたり、それから、地方の市長の選挙をやるのに、現職の助役や収入役が選挙管理委員長をやつたりしてゐる。そんなことはむちやくなのです。しかし、それを追及しますと、なかなか適材を得ることができないので、欠陥を知りながらもうそういう選考をしてゐるのだという答弁を繰り返してきておられます。改めるとは言つておりますが、なかなか一挙に改められぬといううな不平もあるわけでありませう。こういう点で、私はもつと御婦人がこういう委員会に顔を出せるようなことを念願しておるのですから、ちよつとあなたからいい機会にそういう御発言がありましたので、もつと具体的に、何かこういう方法で見つけたらどうか、あるいはこういうところを気をつけたら選べるのではないかという御意見がもしありますなら、この機会に参考にとつておきまして、大いにそれそれの關係者に行き渡したいものだと思つておられます。

○齋藤公述人 今回の御発言では、何か選挙管理委員会の委員の仕事が非常に煩瑣で、えらいというふうな点から、婦人があまり適任じゃなさそうなる印象を受けるような御発言のように伺つたのでございませうが、私が知つております二、三の婦人の選挙管理委員も現にございませう。大阪などは市に婦人の選挙管理委員長がおりますが、男子以上の仕事をしておられます。煩瑣な仕事とおっしゃいますけれども、煩瑣な仕事といひますのは、事務的にもう少し

人数をふやすとか、いろいろな手があると思ひます。ですから、これは、選挙管理委員会の事務の面、あるいは選挙の事務の面にもうちよつとよいけに国家が予算をやれば、それで済むことではないかと思ひます。とにかく七十何億も汚職をする余裕があるならば、当然、選挙管理委員会に、もう少ししよけいに、事務的な面、あるいは啓蒙宣伝の面に予算をさいて、そういう婦人の選挙管理委員が、その肉体的な重労働をしないで、婦人の知能を動員して公明選挙にプラスになる、そういう面から、既存の選挙管理委員会といひますか、それは大体ボスさんにつながりやうな人が多いのですけれども、婦人の純粋な立場から、公明選挙への情熱を持った婦人の知能を動員する、そういう意味合いから、今度ふえます選挙管理委員にはぜひ婦人を補充していただきたい、こういうふうにお願ひしたいと思ひます。

○井堀委員 私も全くあなたの御主張に同感ですから、ぜひそう願ひたいと思つております。それから、もう一つ、あなたからお触れいただきましたことで、日ごろから私の懸念している点であります。それは選挙民としての婦人の立場です。私は、公正に、歯にきぬを着せなうに申しますと、男子と女子というやうに有権者を二つに分けることはどうかと思ひますが、分けて考えますと、婦人の投票というものは、あまり無意識のうちに多くの投票が行われておる。あなたの今の御主張は、できるだけ家庭婦人が候補者の政見を直接聞いたり、あるいは候補者に接する機会を

○斎藤公述人　その点で、さっきもどなたかお触れになりましたけれども、そういう家庭婦人の票が無意識の票に流れがちだというふうな御意見でありました。これはやはり日ごろの啓蒙宣傳をもつてしなければならぬと思います。そういう意味からも、予算をたくさん取っていただきたいと思うのです。これは、婦人の票が無意識だとかなんとかいって、男女と相当質的に違うような御指摘でありますけれども、そういうこともあるかもしれませんが、何と申ししましても、婦人は選挙権をもらいましてからまだ十二、三年です。男子の方々は七十何年間の政治経験を持っていらっしゃるわけで、それ

選挙区を限っておやりになったら、果して、今あなたがおっしゃいましたように、婦人の票が無意識に流れているかどうかということの試験をしてみたかどうかということを、大阪の選管の委員長さんに私お願いしておきました。これは部分的にはできるのではなないかと思えます。全般論からいいますれば、やはり御指摘のように無意識に流れるのですから、これは特別に選挙管理委員会あるいは兼子さんの方から大いに啓蒙宣伝活動をやっていたかどうかということで、もうちょっと長い目で婦人の票を伸ばすように見ていただきたい、こう思います。

○井堀委員　坂先生にちょっとお伺い

たにお答えいただきたいと思うのは、きょうちやうど私汽車の中で新聞を讀んでみましたが、朝日新聞の「声」という投書欄の中で、農村の人の投書が出ております。これは「青年の公明選挙運動に期待」という見出しがつけてありまして、その中にこういうことが書いてあるのです。「農村の封建性は、事前運動に対し好個の条件を備えていて、きわめて自然に、容易に票の獲得ができる。近來向上しつつある農民の政治意識も、このような事前運動によつて催眠状態におかれ、その政治的関心がふみにじられている。」こう結んで、前に書かれておりますのは、今

あるいは情実などを通じて勝利を得ようとする動きに、またそれが移行する傾向の方に、短縮というものの危害が現れてくるのじゃないか。ここに私どもは實際問題と理想とのギャップが思われるのであります。この辺に対して先生のお考えはいかがでしょう。

○坂公述人 大へんむずかしい、しかし重要な御質問と思います。私の自分だけの考えは、先ほど申し上げましたように、根本的には政党というものが政治活動を常時やっておらなければいけません。これは、實際見ますと、私は、現在では、社会党というか、革新政党の方がむしろ進んでおりまして、保守系は非常におくれておるのじゃないかと

まして、あそこへ行って、いろいろ話も聞きました。結局、あそこでは、政党は常時選挙区の培養——ということはまじめな意味の方でありすが、そういうことで骨折っておるのであつて、選挙というものは、そのごろの努力がどれだけ実つておるかということを、あぶり出してみる、よさといったものの考え方で進んでおることに見えます。そうきつちりといかめぬと思ひますが、私はそうあるべきものだとそのときも感じたのであります。従つて、選挙の期間というものにあたり——選挙の告示があつてから二十日か二十五日できめてしまふといふことは、実際はできませんし、また、

新人といひましても、それは、幾ら新人でも、社会党でも自由党でも同じだと思ひます。やはり日ごろの努力のなしい人はだめなのでありますから、あまり新人々々といひても、結局そこだけ勝負をきめるものではなからうし、今申しましたように、政党全体の動きもそうあるべきでありますから、そこで、二十五日が二十日になりました、そこはあまり違わないという感じを持っておるのであります。しかし、あなたが述べになりましたことが間違つておるとは毛頭思ひません。そういう考え方も成り立つと思ひます。それから、一番いかぬのは、猜疑心であつても、邪推であつても、現在の議員あるいはかつて議員であつた人が、顔の死れた人が、自分が得をするためにこういうように縮めていくのだという事を、だれが言つておるか知りませんが、そういう声があることであります。新聞も何かそういうことをおぼわせることを言つておりますし、何か私の耳にも入ります。これは邪推でしょう。かもしませんが、しかし、それにしましても、そういう声があるという事は、そのことはいけなないこととありますから、それは避けなければならぬことであります。非常に残念だと思ひます。その声が非常に強い声ならば、私はその声も相当聞かなければならぬと思ひます。思ひますが、私の意見はどうだと聞かれるから——公聴会といひるのはそういう意味であらうかと思ひますが、私はそこをそう重きを置いて考えなくてもいいのじやないかと思ひます。では、二十日、二十五日でも足らぬからというので、三十日、四十日になつたら困るのであります。

す。また二十日を十日に縮めろとはだれも言ひません。程度の問題で、ほどよいのじやないかと思ひます。○井堀委員 先生のお考えはよくわかるのであります。ただ、先生のお考えというよりは、きょうは、実は、選挙民の多くの人々の意向を代表して、いろいろ御意見を伺ひたいというわれわれの希望もあるわけですから、そこで、実際問題として、二十五日と二十日とは五日の違いなんですけれども、非常に大きな開きが出てくる。具体的に申しますと、立会演説会を減らさないと言つておられますけれども、物理的に、五日間縮めましたら、選挙管理委員会ははなはだ困ると思ふ。その点については、選挙管理委員長に一つお尋ねをいたしたいと思ふのですけれども、東京のような場合には、比較的会場の選択とか交通の關係というふうなものについては思はれていてと思ふ。今度の改正の中で、政府は、四千以上の町村というやつをはずして、選挙管理委員会の自由裁量に期待をしておるようであります。これは、言うまでもなく、敷をふやせということでも書きかえてきておると思ふ。実際人口の密度の希薄なところで交通の非常に不便なところがあるわけです。事実上それは五日間減りますし、立会演説会を減らすより仕方がない。だから、それを減らすさぬようにやれという事は、不可能を求めるようなことだと思ふ。こういう点で、この改正というものは非常に重大な結果をもたらすのではないかと思ひます。では、二十日、二十五日でも足らぬからというので、三十日、四十日になつたら困るのであります。

会を、この五日短縮したものを工夫して実施せよ、という意味の意見がこの委員会でも述べられ、政府もそういう考えだといふことを答えておるわけでありました。そこで、私どもとしては、困難だといふ考えもあり、社会党がこゝに連呼を復活させてきたのですが、先ほど坂先生も連呼に対してはかなりきびしい御見解をお持ちのようでありました。私も、実際やる方からいふと、情ないという感じがするのです。トラックに立つて何か物売りをして回つておるようなことは、選挙民よりもよほど候補者の方が情なく思ふ。それはつらいことでもある。そのつらいことをここで復活しようというのには、多くの有権者と候補者とうつて接触の機会を作らうか——一番いいことは、十分落着いて政見、政策を聞いて批判を下さる、あるいは、文書活動などによつて、紙背をえぐるような御審判が願ひたいのであります。が、事實はそういう理想と違ひ姿に置かれてゐる。買収が最もいけなくて、供給が悪くて、その次は情実というふうな形になつて、情実まで今退けてしまつたら、理想選挙などというものはどうかと思ふくらいの実情を、私どもはぜひぶん知つてゐるのです。その一番簡単なものは、接触の機会、近親感と申しますか、一度でも会つたことのある者の方が、会つたことのない者より、その政策はどうの政見がどうのといふ前に——立会演説会に集まる教は有権者のうちの幾割でもありません。しかし、それは直接聞いた人だけじゃなく、その人から間接にいろいろ宣傳するといふこともありましよう。また批判の声がまたに広がっていくといふ作用もありましよう。ですから、私は、連呼をいうのは、何か、その部分だけを見ますと、大声をあげてどなり歩いて、まるで物売りみたいな感じ、非常に残念に思ふ。私は、ほんとうにきまりの悪い思ひをしてやつてゐる間に、幾らかなれてきて、これも仕方がないと思つて、勇気を鼓舞しながらやつてゐるのですが、みじめなものだと思ふ。しかし、それを排斥したと、買収と供給にまつていつてしまふ。そして、結局理想選挙に近い姿で選挙運動をやつてゐる者は当選できない。今日、それは常時啓蒙が悪いのだ、みたところ、現実の問題としては、そういう選挙をやつた経験のある者はひとしく身にしみて知つてゐると思ふ。ですから、事前運動で一番手つとりにあはせて、われわれは、連呼といふものは今日まだ必要な存在ではないかといふので、ここに復活を考えたのであります。坂先生はきびしくこれを押しかりになつたやうでありますが、現実としてはいかがなものでしょうか。先生のようには遠慮されてゐる方は別ですけれども、多くの選挙民はどのようにおとりになるかという観点から、われわれの改正案についても御検討はいただけたのか、また御見解が伺えぬものかと思つてゐる。これは坂先生と選挙管理委員会の吉田委員長にお答えをいただきたいと思ひます。

○坂公述人 私、連呼といふものはどうしてもいかぬものとかいふ、そうした強い意味には考えません。どうしても自分の頭でものを判断するものから、一般の選挙民がどう考えるかといふことになりまうと、非常に困難に思ひますが、何々がごあいさつに上りましたとか、そういうふうな言葉にほとんど尽きてゐるやうであります。これをより来てくれたといふふうにとる人と、あるいはわざとわしいととる人があるとして、ちよつとどうだろつかといふ感じもしております。それから、イギリスのことばかり言うようですが、あそこを参りますと非常に静かです。選挙が行われてゐるのか行われておらぬのか實際わかりません。さればといひ、関心がなつかといふと、発表の日にはトラファルガル・スクエアに行つておりましたが、十時になつても、電光ニュースで発表になりまうから、何万という人が集まつて見えてゐる。各ホテルにもそれぞれ各選挙区ごとの当選者を出してゐるという事で、関心は非常に持っているやうです。これは学ぶべきことだと思ひますが、しかし表面は実に静かです。今のお話とまたちよつとはずれるかもしれませんが、そういう点を考えまして、もう少しおとなになつていいのじやないか、こういう感じがします。○吉田公述人 私どもから見ますと、先ほど坂先生からもお答えいただいたのですが、どうも、連呼といふものは、はなはだしくなるとかえつて有権者が反感を抱く場合がある。何だ、うるさいな、あんな者に入れるか、といふ考えも起る。また実際選挙は候補者にとつて百害あつて一利なしと言つてもいいと思ふ。それは、候補者になれば無理もないと思ひますけれども、実際終盤になると候補者がある盛り場に集中してくる。そうすると、どこかの駅前、新橋の駅前あたりに行つて候

補者が自分の政見発表をやるというときに、おのおの候補者がそこに集まってきたて、おのおのそこについている人たちが連呼を始める。そうすると、趣旨を述べ、自分の意見を述べる人たちが何を言っているのかお互いにさっぱりわからない。早くいえば、お互いに連呼で妨害し合っているという姿が現われる。私も、それを見まして、ああこれはいけないな、こう思うのです。そうなりますと、静かなところ、そうでないところに行きまして、連呼しようがしまいが、有権者の腹はきまっています。自分の投票しようと思っている候補者が来ると、ああ来たなと思うのですが、またそれが激しくなると、やはり、何だうるさいなとかえって年じゅううるさく騒ぎ回るといふような感じを受ける。私も、これは候補者にとつてあまり有利な現象ではないと思うのです。それよりか、たつぷり静かな場所での自分の所見、政見を述べると申し述べられた方が、よほど私は有効であると思ひます。実際言つと、連呼なんというものは何も価値のないものです。さように考えます。

○井堀委員 選挙の委員長さんは連呼の価値を御否定なさいますが、そういう御見解をお持ちになる吉田先生、坂先生のような、いわば政治意識については指導的な立場をおとりになる方については、これは全く無用の問答だと思ふ。しかし、現実においては、連呼があった時代とない時代における統計はございませぬけれども、連呼が棄権防止の運動に大きな働きをしているという事実は見落してはいかぬのじゃないか。ということは、逆にいえば、

棄権する者のおる時代に、棄権するより投票する方がいい。その点は、坂先生のように、私も、四、五年前にスエーデンの選挙を見て、うらやましく思ひました。ぜひああなりたいたものだ、またなれる可能性も十分あると信じておるのではありませんが、しかし、こへ行くと、これは、こだけを変えたつてだめだと思ふ。そういう意味で、先生に選挙法全体の問題について実はお尋ねしたのであります。どうも日本の国民性としてお祭が好きだという。ああいうところがインテリのなかなかに思ふのです。これは大衆とちよちやう接しておられる岡本さんにお答えいただければ、すぐお答えがどんなにしゃり出ると思ひますが、存外そういうところでは、私はだれそれでございす、今日は、おはようございす、なんという、それが投票になるなんということは、まことにナンセンスに近しいことなすけれども、しかし、全然あいさつにも来ない、顔も見ることがない、選挙公報だけ読んで投票するといふような気分にもなれぬ、いっせ投票に行くより昼寝でもしようかなんという者が相当あると思ふのです。岡本さんどうですか。これは、あなの方の経験からいって、棄権防止の点などでは確かに相当投票が伸びておることは事実だと思ふ。この点についてのあなたのお考えを一つ伺ひたい。

○岡本公述人 私が先ほど申し連呼は適当に許していいんじゃないかと申し上げたことは、これは、今井堀先生の言われたように、一つは棄権防止の問題もあるし、それから候補者の連呼の問題も、あまり柄の悪い連呼

というのは、これは非常に工合が悪いんですけれども、そうでない、やはり各町会なり、あるいは適当に人の集まる場所、駅前あたりで連呼合戦をする、これは非常に何だかわからない、こういうようなお話もありましたが、このことは、街頭演説の場合でも、駅前には集中して行われることで、それから、連呼をやめて、やはり街頭演説が盛んになるときは、駅前には集中して少しがながあしてくる。いうことは連呼の場合とそう変りがないのです。しかし、そういうのがあがする、これはいいことではないけれども、まあ工場であるとか、勤労者の場合なんか、なかなか演説会に聞きに行けない場合も相当ある。夜間作業しなればならぬとか、あるいは疲れてあらためて行くことができないとか、こういう際に、しかもそういうところで長いこと話をしているというやうなこともできない。従つて、そういう工業地帯なんかでも、連呼で、おはようございすとか、とにかく街頭を流しながら簡単なあいさつをしていくというとなんかは、われわれ勤労者の立場からすると大へん便利だ。こういう意味で、私は連呼もそう一がいいいかなといふ感じがしないか。しかし、これは時間的な問題として、早朝、深夜というやうなときはもちろん避けたい方いいと思つておるのですが、そうでない限りにおいては、ある程度これは許してしかるべきである。確かに日本選挙はいろいろと騒々しい面があると思ひます。私も、数年前ドイツの選挙を見たり、それからイギリスの選挙も見ましたが、確かに静かであることは事実です。静かであること

は事実ですけれども、それには、やはり、国民の政治意識というものが総合的に高められて、その中で長い間の選挙を通じて訓練された一つのものを持つておると思ひます。日本では、選挙が始まって長いことなるけれども、今日なお一番いけない買収であるとか、供応であるとか、ないしはその他

の問題が選挙を通じてしばしば起きる。こういうやうな事実を見ても、まあほんとうに、政治に対する国民の意識、あるいは選挙そのものに対する国民の意識といふものは、総合的に高められていない。こういうところから原因をするわけですから、一挙に静かな選挙をやろうとし、あるいは理想選挙をやろうとしてもなかなかできないわけですから、漸次理想的選挙に近づける、こういう上から立て、一番いけないものから嚴重にこれをなくしていく、こういう形の中でやっていく必要があるのじゃないだろうか。従つて、連呼の問題も、柄の悪い、あまり騒々しいといふことは、お互いの良識をもってやらないようにすればいいこと、従つて、今言つたように、私も、ましては、連呼といふものについては、むしろ許していい方が、勤労者の立場からすれば非常にいいのではないか、こう思ひます。

○井堀委員 ありがとうございます。最後に、投票の日時をいつにするかということは、今非常にデリケートな時期にあると思ふのですが、一般には、日曜を避けた方がいいのではないかと意見と、それから、従来とかく日曜日を投票日に選んだ例が多いといふたやうなものがございしますが、これは公述人四人のお方にそれぞれ御

見解を率直にお聞かせいただきたいと思ひます。日曜日を避けた方がいいだろうか。日曜日にした方が適当だろうか。これは皆さんのそれぞれの御見解もありましようが、多くの選挙人の立場から判断して、お聞かせいただきたいと思ひます。坂先生から順次御見解を……

○坂公述人 外国では、ごく最近では知りませんが、日曜日にしようとか、あるいは、ある日を投票日にきめれば、その日は、日曜になるといふか、休みになるといふやうなことで書いたのがございしました。向うでは、それが相当広く行われておるのではないかと思ひます。日本でそれをまねて最近ずっとやっているんでしよう。例外はありますが、よく存じませんが、しかし、日本人の日曜観は外国人と少し違ふところがありまして、日曜だと、かえつて遊びに行つてしまふといふやうなこともないと思ひます。私は、どつちかといへば、日曜にした方がいいかと思ひます。その方が何か筋が通るやうな気がします。しかし、そう強い意味で言うことがどうかには疑問を持っております。そういう程度であります。

○岡本公述人 私も、日曜がいいか、ふだんがいいかといふことには、決定的な考え方がないと思ひます。というのは、日曜の日の選挙の場合を見ますと、この前なんか、やはりスキーをかついだり、多く若い連中が土曜日の晩あたりには地方に遊びに行つてしまふ、こういうやうなことで、かえつて日曜を、むしろそういう意味においては避けた方がいいように感ずるのであります。ただし、選挙の場合には、官公庁

は別として、中小企業の工場なんかで、勤労者に投票の機会を十分に与えてくれるかどうかの一つの問題点もありますから、そういう問題とにらみ合せて、日曜日を選ぶか、ふだんの日を選ぶかということを含めてもう一つのこと、いいと思っております。

○吉田公述人 私どもの立場からいいますと、日曜に選挙をやりますと、選挙費用がよけいかります。超過勤務手当がうんと要る。非常に違うんです。ふだんの日にやっていたら、選挙費用は少なくて済む。それから、統計の示すところでは、日曜であろうと月曜であろうと投票率は同じです。今までのなんでは別に変りません。日曜だからよけい投票者があるとか、月曜だから少いというようなことはないように思われます。

これはこの問題じゃないのですが、ちょっと連呼の問題に触れておきます。選挙管理委員会におきましては連呼をさしていただきます。なぜかという、棄権防止の連呼を選挙管理委員会では大いにさしていただく、こういう考えを持ってスケジュールを立てておりますから、どうぞ御了承願います。

○斎藤公述人 私はどっちがいいのかちよつとわかりませんが、やはりこれは選挙事務局でおきめになる方ではないんじゃないか。日曜出勤でなくて、普通の日の方でいいんじゃないですか。そうすれば、国家の方も手当のよけいな費用が節約できるというふうなことで、この問題はよくわかりませんが、日曜に一応反対しておきます。

○井堀委員 どうも長い間いろいろと貴重な御意見を拝聴いたしまして、ま

ことにありがとうございます。私の質問はこれで終りにいたします。

○南委員長 ほかに御質疑はありませんか。なければ、公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人の各位には、御多用のところ御出席をお願いいたしました。しかも、長時間にわたり、きわめて貴重な御意見をお述べいただきました。ここに御苦労さまでございました。ここに厚く御礼を申し上げます。

これにて公述人に関する議事は全部終了いたしました。公聴会はこれにて終了いたします。

なお、午後二時から委員会を開会いたします。

午後一時十三分散会